

臼井南中学校運営委員会会則

(名称)

第1条 本会の名称を「臼井南中学校運営委員会」（以下「学校運営委員会」という）と称する。

(目的)

第2条 保護者及び地域住民の学校運営への参画の促進や連携協力を進めることにより、学校と家庭、地域との信頼関係を深め、一体となってよりよい学校運営の実現や生徒の健全育成に取り組むことを目的に学校運営委員会を設置する。

(活動内容)

第3条 学校運営委員会は、その目的を達成するために、次の各号に掲げる事項について協議または、活動する。

- (1) 教育活動の計画及び評価に関すること。
- (2) 教育活動への支援に関すること。
- (3) 学校安全に関すること。
- (4) 施設管理及び施設設備等の整備に関すること。
- (5) 家庭、地域の教育力向上に関すること。
- (6) その他、目的を達成するために必要なこと。

(委員の任務)

第4条 委員は、目的を達成させるために、次の各号に掲げる事項について役割を果たす。

- (1) 保護者や地域の声を学校運営に反映させるとともに、教育活動への協力依頼、活動状況の広報など、学校と家庭、地域との連携を推進する。
- (2) 活動内容に示された事項について、目的達成のためにどのような取り組みをしていくか意見を述べる。

(委員の任命)

第5条 学校運営委員会の委員は15名以内とし、次の各号に掲げる者の内から校長が委嘱する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 有識者
- (4) 当該学校の教職員
- (5) その他、校長が適当と認める者

2 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、校長は速やかに新たな委員を委嘱するものとする。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 第5条第2項により新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務等)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項の他、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当利用すること。

(3) その他、学校運営委員会及び学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(報酬)

第8条 委員の報酬は、無償とする。

(役員)

第9条 学校運営委員会に、委員長1名及び副委員長1名、幹事若干名を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、学校運営委員会を代表し会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

4 幹事は、記録及び広報紙を作成する。

(校長の権限)

第10条 学校運営委員会は、校長が主宰する。

2 校長は、学校運営委員会の決定を学校運営に生かすよう努めなければならない。

3 校長は、委員の活動が第7条の規定に抵触する場合は、委員の解任をすることができる。

(会議)

第11条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、過半数の委員の出席がなければ開くことができない。

3 会議は、委員長が議長となる。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

5 議決事項について、利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

6 委員長は、会議録を作成し、保管しなければならない。

(事務局)

第12条 学校運営委員会の目的を達成するために、事務局を臼井南中学校に置く。

(運営に関する評価と情報提供)

第13条 学校運営委員会は、学校の運営状況等について毎年度1回以上の評価を行うものとする。

2 学校運営委員会は、保護者、地域住民に対して、積極的に活動状況を公開するなど情報提供に努めなければならない。

(会則の改正)

第14条 本会則の改正は、学校運営委員会で決定する。

(補則)

第15条 この会則に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附則

この会則は、平成22年2月3日から施行する。

臼井南中学校学校運営委員会委員

平成22年5月10日現在

	氏 名	役 職	備 考
1	森 下 弘 (委員長)	学校開放委員会委員長	地域代表
2	堀 一 恵	元PTA本部役員	地域代表
3	伊 藤 芳 枝 (副委員長)	染井野地区民生委員・児童委員	地域代表
4	眞 野 好 則	佐倉市農業委員	地域代表
5	栗飯原 正 直	前千代田地区青少年育成住民会議会長	地域代表
6	若 松 高 明	元小学校長	有識者
7	榊 島 弓 子 (幹事)	前PTA副会長	保護者代表
8	及 川 亨 (幹事)	臼井南中学校教務主任	学校代表
9	渡 辺 秀 子	臼井南中学校研究主任	学校代表

※ 校長と教頭は、オブザーバーとして会に出席する。